

建設経済常任委員会

令和元年12月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 4 号 旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市下水道事業運営協議会条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 23 号 市道路線の変更について
- 議案第 25 号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 26 号 専決処分の承認について

出席委員（5名）

委員長	宮内保	副委員長	高木寛
委員	佐久間茂樹	委員	林晴道
委員	平山清海		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副 議 長 宮 澤 芳 雄

説明のため出席した者（１６名）

副 市 長 加 瀬 正 彦
農 水 産 課 長 宮 内 敏 之
都市整備課長 加 瀬 宏 之
水 道 課 長 宮 負 亨
そ の 他 担 当 員 ８ 名

商工観光課長 小 林 敦 巳
建 設 課 長 加 瀬 博 久
下 水 道 課 長 丸 山 浩
農 業 委 員 会 長 赤 谷 浩 巳
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 安 一 範
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

事務局次長 池 田 勝 紀

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きのうは気温が20度近く、18度ぐらいで、きょうは10度ちょっとということで、非常に寒暖の差が激しくて、それこそこういうときには体調を崩して、風邪を引くような時期なんでしょうけれども、皆さんにおかれましては、非常に健康に注意されて、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、議長に代わり宮澤副議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 改めまして、おはようございます。

委員の皆さん、大変きょうはご苦労さまです。また、執行部の皆さんも大変ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

本日は13議案付託しております。慎重なる審議をお願いいたしまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、先ほど副議長のご挨拶にもございましたとおり全部で13議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案になります。議案第1号、令和元年度旭市一般会

計補正予算の議決についてのうちの所管事項、それと条例関係が9議案、これは制定、一部改正、廃止というものがございます。議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定、議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定、議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定、それと議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定、議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例、それと議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例でございます。

次に、議案第23号、市道路線の変更についてでございます。

最後に、専決処分の承認、これが2議案ございまして、議案第25号、令和元年度旭市一般会計補正予算、このうちの所管する事項につきまして、それから議案第26号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決承認くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する

条例の制定について、議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、議案第23号、市道路線の変更について、議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第26号、専決処分の承認についての13議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 都市整備課が所管する事項の補足説明は特にごございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりで、ほかに補足して説明する内容はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。

本会議でちょっと聞こえなかったんですけども、この条例の目的といいますか、結構いっぱいあるんで、まず最初、目的、これによって下水道事業がどういうふうになるのかというのを、もう一回ざっとでいいですから説明してもらいたんですよ。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 本会議の説明が不明瞭ということで、大変申し訳ございませんでした。改めて補足説明をさせていただきます。

条例の冒頭に書いてございます。今回は地方公営企業法の全部適用ということで、大変申し訳ありません。法の想定する部分で、大きな柱が2つございます。それが独立採算を根拠とした経済性の発揮、それともう一つが公共の福祉、それら2つを柱に掲げておりまして、地方公営企業法の規定するそれを条例化することによりまして、大変おくれればせながら、下水道事業についてもそれらの趣旨にのっとり、今後の事業展開をいたしたいということでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 目的は分かるんですけども、じゃ、具体的にちょっと聞いちゃいますね。

この下水道事業は公共下水道事業と農業集落排水事業、2つ入っていますけれども、これは公営企業適用で会計は1本立てになるのですか、それとも2本ですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ご質問の点、2つの事業がそれぞれ地方公営企業法の適用を受けますが、令和2年度それぞれ従来どおり特別会計が2つ、それが地方公営企業会計それぞれの2つの会計を持つということで予定しております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、今、下水道事業は下水道課でしょう。農業集落排水事業は農水産課だね。この所管は変わらないんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません、説明がうまくできませんで、大変申し訳ございません。

お尋ねの件でございますけれども、いわゆる事業の移管を農業集落排水事業が今、農水産課で所管しております。それを下水道課で受けるということで、所管替えを予定しております。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この文書の中で、これは中央病院のときにも話があったと思うんだけど、第4条の下水道事業に管理者を置かないものとするを書いてありますよね。それで、3ページの情報公開条例の一部を次のように改正するという、あるいは5番ね。6番目に水道事業管理者と。これ6番目もそうなんだけれども、管理者を置かないものとするを書いておいて、下水道事業管理者と出てくるのは変な感じがするんですけども、この辺はどうなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 今お尋ねの件でございます。

この辺も地方公営企業法の中で定例化している条文でございます、一定規模以下の事業においては管理者を置かないという判断ができます。

それで、なぜ管理者を置かないのという点でございますが、これは建前論になってしまうんですが、そもそも地方公共団体の長より独立した組織となりますので、本来管理者を置くのが本来の姿で、ただ諸般の事情により管理者を置かないことができると。その場合には地方公共団体の長がその職務を行うということで、あくまでも地方公営企業法の全部を適用するという中でそういったそごといえますか、行き違い、解釈の点はございますが、そういった意味での表記でございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、3ページの水道事業管理者、これは市長だよ。だから、情報公開条例のほうにこれを加えると書いてあるんだけど、分かりやすく、もうちょっと例えば括弧で市長とかね。条文で、第4条で管理者を置かないものとするとして書いておいて、情報公開条例で水道事業管理者と出てくるのは、ちょっと分かりにくい感じがするんだよ。だから、括弧して市長とかね。課長のおっしゃっていることは分かる。中央病院のときもそうだったけれども、やっぱり文言としておかしいなって感じるんだよ。じゃ、それはそういうことで。

第5条は分かりにくいんで、第5条、第6条か。これ具体的にどういう話なのかな。要するに、公営企業に移管するに当たって、バランスシートの資産関係なんだろうと思うんだけど、ちょっと具体的に分かりやすく説明してもらえるとありがたい。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） では、まず第5条でございます。

表題に重要な資産の取得及び処分ということで、この辺はやはり法の明文化されたものでございますが、出典としましては、ここにありますように地方公営企業法33条第2項の規定により、予算で定めなければならないとされているものでございます。それが重要な資産の取得及び処分の項目でございまして、それらの種類と金額につきましては、ここにありますようにちょっと金額だけ申し上げますと、2,000万円でありますとか、1件5,000平方メートル、こういったものがございまして、これはやはり法の規定によりまして、同法施行令第26条の3の別表の中で明文化されております。これを条例化したということでございます。

続きまして、第6条でよろしいでしょうか。続けまして説明申し上げますと、地方公営企業法の適用によりまして、職員の身分が長より独立した企業職員になる中で、職務上、賠償責任等を想定した中で、その制限といいますか、無限責任を負うという部分がちょっと無理がありますので、やはりこれも法の規定の中であらかじめこれを定めるということで、これを条例で明文化するという意味で設けさせていただいた条項でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今年の予算で公営企業会計のために、それぞれ700万円くらい出ていますよね。それぞれ別にやっているわけでしょう。それは今どのくらい進んでいるか。

というのは、要するに公営企業化するに当たって、特に最初の資産、負債、それなんだろうと思うんだけど、それはどの辺まで今進んでいるんですか。それがあると分かりやすいんだよね。こうやってやるんだとちょっと分かりにくいから、その辺、どの辺まで進んでいるんですか。もうかなり進んでいるんでしょう。そういった資料を出してもらえれば、あれば出してもらえばそのほうが早い、話がね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 議員ご指摘のとおりでございます。そういったものがちょっと今まさしく予算編成の中で、この2年間をかけまして、公営企業に引継ぐべく固定資産、これの帳簿の原価と既に償却済みのもの、そういったものの精査を今行っているところで、ほぼ9割以上、100%近くの進捗でございますので、今後、来年度当初予算には当然それを間に合わせなければなりませんので、その最終調整に入っている状況でございます。今議会でちょっとそれはお示しできなかったのは、申し訳ございません。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） というのは、今、下水道ってだいたい5億9,000万円、年間6億円だよ。そのうち一般会計の繰入金が約4億円、借金の返済が約4億円だよ。中身2億円ないんだよ。それで、この返済状況を見ていると、あと10年もすれば、何もしなければだよ、新たにやれば別だけれども、あと10年もすれば借金もかなり減っちゃうわけだよ。毎年4億円を返しているんだから。わざわざ新たに別に会計を公営企業に変える必要があるのかなと思っていたの。ただ、やはり少しでも利益を出すという話であればいいけれども、それなんだよね。だから、そう思っていたから、これによって公営企業会計にすることによって、例えば人件費が、人間が増えるとか、そういう話があっちゃ困るなと思うんだけど、逆に減らすんだったらいいけれども、その辺の見通しというのは、課長はどうやって考えているんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） まさしくご指摘のとおりでございます、なぜこのタイミングで地方公営企業法の適用を行うのか。その辺は下水道事業特別会計の時点で、議員の皆様より今の繰り出しも含めて今後の展望についてご質問をいただいていたように記憶しております。

今このタイミングでこれを透明化、そういった数値化することが可能な公営企業法の適用を行うのは、まさしく大変おくれればせながら、これから自分の足元を見据えて、対市民の方にもこの現状をお伝えした中でどういう方策がとれるか、まさしくスタートラインに立ったということで、担当課としては考えております。

歳入の6割が一般会計からの繰り出しでございます。ですから、経営という点では、今申し上げられる点はございませんが、そういうものをさまざまなものを明らかにした中で、今後何ができるかということで考えております。今後の展開ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味では、下水ですから、確かに今かなり持ち出しで、年間4億円くらい持ち出しているわけだから、できるだけそれはないようにと。あまりこれ以上金を使わないでほしいという気持ちはあります。

反面、かなり長期的に見れば、下水だから、環境整備だからある程度、また10年、20年先にいって地下水汚染とかなんかいろいろ話が出てくる可能性がある。どうしてもこの下水道

事業というのは、なくしちゃうわけにはいかないんだろうと思うんですよね。ただ、毎年毎年継ぎ足し継ぎ足しではしょうがないということで、公営企業化というのもいいんだろうと思うんですけれども、それによってあまりにも人件費がかかる、手間暇かかって費用がかかるんであればまずいかなと思うんですよね。

それに当たって、例えば結構関連があるので、そうすると今これが出てきたら、例規集の1巻の102ページだけれども、この辺なんかもみんな直していかなくちゃいけないですね。これによって例規集の中でかなり訂正するところがあると思うんですけれども、どのくらいのところがありますか。

○委員長（宮内 保） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 委員お尋ねなのは、本条例のほかにとということで、ちょっとすみません、今すぐ出ませんが、この下に公営企業になりますので、一般の部局の規則に相当するものを規定として整備し直す必要がございます。それが、ほぼ20件くらいを想定しております。その辺を例規担当と今詰めているところでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 例えば、これ去年の例規集、1番目の91ページだけれども、これ下水道課だけれども、水道課は入っていないんだよね。これ企業だから出ていないのかな。91ページ。

○委員長（宮内 保） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません。後手後手ということで、大変申し訳ございません。お尋ねの行政通則の中の機構の部分でございしますか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） それぞれ表題が分かりますでしょうか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 今、委員お尋ねのさまざまな本条例以外の関連する……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） ご指摘のとおり、本定例会には担当課の条例のみでございまして、企業職員等の設置に係る水道事業との統合、一般部局とのすみ分け、それにつきましてはち

よっとタイミングがずれますけれども、人事の関係もあるので、3月ということで担当課は伺っております。それで……

(発言する人あり)

○下水道課長（丸山 浩） ご指摘重々賜りました。

今後の予定としましては、3月に一括の条例として出るということで伺っております。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 要するに、公営企業会計するに当たって、例えば30年度の決算、スタートは31年度末になるのかな。30年度末で作っている、今。損益計算とか、バランスシートとか。それを出してもらえばいいんですよ。それがあると分かりやすいので。それですみません、お願いします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 再三の計数の不備といいますか、提示できなかったことについておわび申し上げます。

まさしくそれは今、特別会計の本年度の決算の結果を新たな公営企業に引継ぐための措置をしているところでございますので、今ちょっとお示しできなかったのが、申し訳ございません。その準備はしております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 本年度の決算ってさ、出てくるのは9月でしょう、31年度は。だよね。早くても5月や6月でしょう。だから、30年度の。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） まず、大前提として、下水道事業、農業集落排水事業、こういった下水事業については、特定目的事業ということで、従来から特別会計でいわゆる単式の簿記による処理をして、一般会計と同じような形の内容で処理をしてきました。

ただ、国においては、こういった収益を得つつ事業をするもの、こういったものについては公営企業会計への移行をなさいと。それがあって、来年の4月がある程度のリミットでありました。ですから、何年か前から調査をずっとし続けてきた。

それと併せて、市町村の単式簿記によるものであると、一般会計も含めて財産の内容であ

るとか、いわゆる貸借対照表に係る部分が分かりづらいと。そういうことがあって、実は国のほうは平成21年ごろから財務4表を作りなさいということがあって、それで全体の財務4表を出している。その中で、おおむねの区分けはほぼできていたということがあります。だから、その財務4表の中に、実際には下水道も農業集落排水もみんな入ってはいます。それを細かく区分して、数字に間違いがないかどうか全部洗い出してやっているという状況であります。

それについて、ずっと今年度の700万円の予算の中で調査をしている。それは本来1,400万円かかるものを農業集落排水と下水道それぞれ折半して負担してもらっている、そういう状況であります。ですから、このところについてはある程度国の方針もあって、市町村も従わなきゃいけないのかなという、そういう流れの中で来ている。

それと、それぞれの条例の改正、これはほぼ洗い出してあって何が必要か。実は水道企業、水道は企業でやっていますので、その条例があって、その規定があって、それに倣った形で直していけば、それほど大きな問題ではない。

あと、定数については、全体の職員の中で変わるものではないので、あくまでも一般会計の職員の数が減って、企業の数が増えるという、ただ単にそういう状況の中だけなので、それほど例規の中の直しというのは、大変ではありますけれども、委員おっしゃるような物すごい手間というそういう中ではないという、そういうことでありますので、私、補足して答弁させていただきました。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 副市長のおっしゃるのはよく分かるんですけども、確かに国の指示だという、指導だという話だけでも、これによって国から特に金 coming しているわけじゃないでしょう。だから、その辺で。ただ、公営企業年鑑を見ると、全部が全部入っているわけじゃないよね。各市町の公営企業が。今どのくらい進んでいるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 令和2年4月ということで、5年間の取り組み期間を国から示された中で、千葉県におきましては、令和2年、旭市を含めて18市町村、これが移行に向けてまさに今準備中でございます。それで、ほぼ全ての下水道事業体、公共下水道の事業体が令和2年4月より移行するというように伺っております。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 結構関連があつてあれなんですけれども、趣旨は分かるので、別に反対しているわけではないんですけれども、やっぱり条例、規則関係も整備、合わせていかなくゃいけないだろうと思うので、よろしくお願いします。この後も6号、7号と結構あるので、取りあえず要望にして、以上で。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは引き続きまして、議案第5号でございます。旭市下水道事業運営協議会条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございます。ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 悪いけれども、取りあえず質問することによってやっぱり理解が進むんだろうと思うので、よろしくお願いします。

4号の条例が出てきたら次々こういう条例が出てくるんでしょうけれども、この条例は前の条例を廃棄して、新たにこの条例を作ったんですね。そうですね。122号を廃止すると。日額はいいいんですけれども、この中の4条。前の条例では9になっていまして、1,743ページで、例規集。そっちでは3条になってるものね。これで産業関係者2人以内、住民代表7人以内。今回は8人で公益を代表する者3人、学識経験者が1人、住民代表者4人以内ということになっているんですけれども、これをこういうふうに変えたのは何か理由があるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） ご質問の前条例における委員数から減っているという部分でございますが、事情を申し上げますと、ほぼ20年間、前委員会で審議を行っていただきましたが、やはり創設の事業の中で設けられた協議会でございますので、下水道料金等の審議のみということで目的が限定されておりました。

今回は農業集落排水も含めた先ほど来出ております公営企業法の適用によります運営、そういうものも入れたいということで組み直しまして、内容を精査した中でそのような構成になりました。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、第6号が要するに増収計画なんだろうと思う。私思うにね。次の第6号はね。そのためのこれ第5号、準備なんだろうと思うんですけども、多分。そんな感じがするんだよね。ただ、これで例えば公益を代表する者、あるいは学識経験者って、具体的にはある程度見当はつけているんでしょう。どんな人が。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 今のご質問でございます。

本会議でも申し上げましたように、この発足が1月1日条例の適用をいただいて、新年度予算、これを審議いただきたいというのがございまして、整備は急いでいるという実情はございます。

それで、現段階の想定でございますけれども、従来の公共下水道事業、それと農業集落2つの事業を併せてご審議いただきますので、公益の方には従来の産業界の方、それと地域の代表の方、それで3名、あと学識の方につきましては、やはり技術的な面もそうですし、経営的な面も出てきますので、やはりそういった下水道という部分で広く見識のある方をお願いしたいなど。最後になって恐縮ですが、住民代表の方はやはり受益を、実際使っていらっしゃる方、それを基本としまして、下水道ということを広く認識していただく意味で、幅広い意見をいただきたいということで今考えております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは続きまして、議案第6号でございます。旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたとおりでございます。ほかにございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 第2条の区域外流入ということで、その受益者。これについては、把握はできているわけですね。どのくらいの面積で、どのくらいの受益者がいて、どのくらいの負担を求めるつもりなのかということをつかえれば。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、今のご質問でございます。

担当課としては大変申し訳ありません。今のご質問と全く逆の想定で条例整備でございます。都市計画施設であります下水道事業、これが旧旭市の中の都市計画の区域内で展開することはもちろんでございますが、その中で下水道の具体的な整備地域を定めるというのがございます。それが従来からご説明しています旭駅を中心とした202ヘクタール、これが現在公示をしてあります供用開始済み区域でございます。

要は、平成27年度をもって面工事を休止しておりますので、今後それ以外のエリアの接続が難しい中で、その202ヘクタールの外、そこから例えば道路を挟んで前と後ろでエリア分けがされてしまった場合に、物理的に接続が可能なものをお断りすることになってまいりますので、そういった場合の条例整備でございます。

ですから、202ヘクタール以外の部分を想定しての取り組みということではございますが、具体的な件数、金額を今想定しているものではございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと今よくまだ分からないんですけども、これによって分担金の徴収と免除という話なんだけれども、これをやることによってどのくらい収入の変化というか、ありそうなんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） すみません、同じ話で、私の説明不足ということで、今現在、区域外から流入するものを想定して幾らという試算をしているわけではなく、本体の区域内の整備が進まない中でエリアの拡大ができませんので、その周辺から申し込みがあったときに対応するというので、受け身という立場でちょっとご理解いただければと思います。今攻めの立場で周辺に何件、何平米、幾らいただけるからということよりも、本趣旨はそういう

ことでの整備でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての補足説明についてでございますが、本会議において補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 下水道等が間に入っちゃったからあれなんですけれども、この中で第14条、15条、企業の経営状況を考慮して支給すると書いてあるんですよ、期末手当。15条の勤務成績に応じかつ企業の経営状況を考慮して支給すると。企業職だからかどうか知らないんですけれども、この状況を考慮しと、誰が考慮するんですかね。それで、多分これを適用されたことはないんじゃないかというような気がするんですが、過去にあるんですか。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） これに基づいて考慮して支給の云々につきましては、私のほうでは申し訳ないですが、把握はしておりません。

これにつきましては、水道法の今まで旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例がございまして、この内容については一般職の給与条例と全く同じ内容となっております。14条、15条について、今回は直しておりません。今回はあくまでも、本会議でご説明申し上げましたように、4月から下水道事業が公営企業に移行することと、あと任期つき職員の関係で、本来でありますと内容的には改正なんですけれども、条文の条例につきましては新規、水道事業という部分を削除しまして、公営企業の職員一本にするために新規制定ということになりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 多分、企業職員ということで、だから今まで下水道だったんですけれ

ども、下水道担当も今度企業職員になるんですね。そのために、そうすると例規集の一番最後のほうに水道関係のが相当あるよね。公営企業、旭市水道企業職員就業規程とか、2,299から2,500くらいまで、水道関係の規則だよね。全部水道がついちゃっているから、多分下水道が入ったら、これ水道を取るのかなというような気がするんだけど、その辺の上下水一緒になっちゃったからだけでも、下水のほうの給与体系とか、規則というのは、まだできていないわけでしょう。これで統一してくるわけでしょう、多分。この辺もみんな変えてこなきゃいけないよね。上のページだけでも、旭市水道事業運営なんとかというのは。

○委員長（宮内 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道事業につきまして、その他につきましては、下水道とは別々になりますので、水道のほうは改正はいたしません。あくまでも今回は企業条例につきまして、公営企業という形で下水道と一本にしたということでございます。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） この第7条を制定することによって、水道関係の職員の皆さんの給与等は変わることはないわけですね。

○委員長（宮内 保） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 水道事業公営企業でございますが、あくまでも一般職の給与条例に基づいて給料のほうを支給されていますので、これに基づいて変わることはございません。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは続きまして、議案第15号でございます。旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 続きまして、議案第16号でございます。旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同じく本会議において説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても本会議において補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について補足説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） では、議案第20号でございます。旭市下水道財政調整基金条例を

廃止する条例の制定につきましては、本会議において説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、議案第23号、市道路線の変更について、建設課から補足説明を申し上げます。

本件につきましては、本会議の補足説明でも申し上げましたが、道路整備に伴い、認定区間を延伸する変更をお願いするものでございます。

この路線につきましては、琴田小学校南側の市道A-308号線で平成29年度に地元江ヶ崎区から道路幅も狭く、未舗装であるものの、地域住民を初め小学生の通学路として利用されており、隣接地権者の同意も得られていることから、道路整備の要望がございまして、整備することにより利便性も図られるものと考えられるため、このたび議案として提案をしたところでございます。

それではまず、路線の内容についてご説明させていただきます。

1 ページ、変更路線調書をお願いしたいと思います。表をご覧ください。

路線がA-308号線、その右側の列、起点及び終点になります。旧区間の起点は、琴田字二十間3593番地1、終点が江ヶ崎字何仕様田672番で、新区間の起点は旧区間の同様箇所、終点を江ヶ崎字何仕様田675番3へ変更するものでございます。

幅員につきましては、現況の2.5メートルから3.0メートルを整備計画では構造物を含め4.6メートルに拡幅をするものでございます。

延長につきましては、旧区間延長201.80メートルを終点が江ヶ崎地先の法定外道路の部分64.65メートルを新たに市道へ変更し、全体で266.45メートルに延伸をするものでございます。

路線箇所の説明をいたします。

2 ページ目をお願いいたします。図面になります。

A3判のつづら折りになっているものでございますが、左側の図面が現況でありまして、

中央の太い実線が今回提案する市道A－308号線でございます。

図面左上が琴田小学校。琴田小学校南側には総掘線が東西に走っておりまして、この総掘線から江ヶ崎集落を結ぶ道路となっております。

現在の認定区間は、旭市琴田字二十間地先の総掘線から南へ江ヶ崎字何仕様田地先の市道A－3095号線に至る区間でございます。

右側の図面をご覧ください。変更後の区間となります。

終点側の江ヶ崎地先、市道A－3095号線から市道2－021号線までの区間64.65メートルを延伸するため、全長266.45メートルに変更いたします。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第25号について補足説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 議案第25号、専決処分の承認について、令和元年度旭市一般会計補正予算第3号の建設課所管の補足説明を申し上げます。

本会議での補足説明並びに10月18日の議会全員協議会での説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解をお願いしたいと思います。

台風15号の災害対応に係る補正予算のうち、道路橋梁災害復旧費について経過説明申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。

下段の表になります。歳出でございます。

11款3項1目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費1,121万9,000円の増は、台風の影響によりまして折損等のあったカーブミラーや標識類の交通安全施設の復旧費でありまして、通行の安全・安心のため、早期完了の観点からも市内を3工区に分け発注いたしました。

10月21日付の専決処分後、契約を提携し12月10日をもって復旧が完了したところでございます。

工事内容ですが、旭地域が12件、海上飯岡地域が13件、干潟地域が11件でございます。合計36件でございます。

総事業費が3工区合計で1,070万7,400円となっております。

以上で、議案第25号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第25号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和元年度旭市一般会計補正予算第3号のうち、都市整備課所管の事項についてご説明申し上げます。

本年9月の台風15号からの一連の災害により、被災した施設の復旧に必要となる経費や被災者支援に要する経費について予算計上したものととなります。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

3款5項1目、説明欄1、災害救助費、この11節需用費のうち修繕料についてご説明いたします。

本年9月9日付で災害救助法の適用を受けたことによりまして、被災した住宅のうち半壊した住宅と一部損壊の住宅に対し、応急修理を行うための費用として修繕料を8,997万5,000円計上したものでございます。

この財源につきましては、8ページをお願いいたします。

8ページ、14款3項2目民生費委託金、説明欄1、災害救助費委託金9,607万9,000円のうち8,997万5,000円の事業費全額を見込んでいるところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費の説明欄1、被災住宅修繕支援事業は台風被害を受けた住宅のうち一部損壊と判定された住宅への支援制度としまして、修繕に要した対象工事費の20%を補助するため、補助金1億3,692万円を計上したものでございます。

財源につきましては、7ページをご覧ください。

7ページ、13款2項4目土木費国庫補助金の説明欄1、社会資本整備総合交付金（住宅建築物耐震改修等補助金）6,846万円、事業の50%を計上しております。また、現時点では千葉県において事業費の30%、4,107万6,000円ですが、これを追加助成することが決定されております。

次に、12ページをご覧ください。

11款3項2目、説明欄1、公営住宅災害復旧費についてご説明申し上げます。

台風被害を受けた市営住宅や雇用促進住宅の復旧に要する費用として187万円を計上したものであります。

内容は各住宅においてトイレの臭突管の破損、これが90か所、下永井団地及び雇用促進住宅のベランダ隔て壁の破損4か所を修繕するものであります。

以上で、議案第25号、都市整備課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第25号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について補足説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第26号、専決処分、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の承認につきましては、本会議における説明以外にはございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないので、議案第26号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市下水道事業運営協議会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市下水道財政調整基金条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、市道路線の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

議案第26号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤谷浩巳） それでは、農業委員会事務局より、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の改選について、改選に向けたスケジュール等についてご報告をさせていただきます。

現在の農業委員会委員は、平成29年第2回定例会で議会の承認をいただきまして、市長より委嘱書の交付を受け、平成29年7月20日から3年の任期で業務を行っております。

来年、令和2年7月19日で任期が満了となりますが、委員の改選に当たっては、区長や農家組合、農業者団体などから幅広く推薦を求めるという趣旨から、11月に区長や農家組合長にお集まりいただき、説明会を市内5地区で実施したところでございます。

今後は1月に市の広報や農業委員だより、ホームページを通じて応募について周知を図り、2月から1か月間を応募期間として委員の募集を行ってまいります。

また、応募期間終了後は速やかに評価委員会を開催し、候補者を決定、市長への報告を行いまして、来年6月第2回定例会で新委員のご承認をいただけるよう進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員は改選後の農業委員会より委嘱されることとなりますが、今回の農業委員会委員と併せて募集を行ってまいります。

以上で、農業委員会事務局からの報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時24分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 内 保